

すべてのこどもは、ひとりの人間としての 権利をもっています。

日本や、世界中の多くの国・地域が子どもの権利を認め、守るために「子どもの権利条約」(Convention on the Rights of the Child)という約束を決めています。この「子どもの権利条約」は、子どもの権利や、おとながどうやって子どもの権利を守っていくか定められています。



「子どもの権利条約」4つの考え方

① 差別のないこと

すべてのこどもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などのどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

② こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③ 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④ こどもが意味のある参加ができること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

参考:日本ユニセフ協会 子どもの権利条約サイト

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



こどものことで 困ったときは 「こども家庭センター」へ

場所：役場 1F 5番窓口

TEL : 0265-79-0007

お話を聞いたり、
相談できる場所を教えたりします。
言語によっては、通訳することもできます。

MEMO

箕輪町こども・子育て応援条例

令和6年(2024年)

4月1日から



令和6年4月 箕輪町・箕輪町教育委員会



詳しいことはこちら
↑↑↑

【お問い合わせ】

■箕輪町役場 こども未来課

電話 : 0265-79-3164

■箕輪町教育委員会事務局 学校教育課

電話 : 0265-70-6603

★「子ども・子育て応援条例」とは

すべての子どもが健康で元気に育つために、子どもやその家族を地域のみんなで支えていこうという約束ごとです。

子どものみんなにアンケートをとったり、会議を開いたりして約束を決めました。

2024年4月から「子ども・子育て応援条例」がスタートします。

★「子ども・子育て応援条例」の考え方

この条例は、次の3つの考え方を大切にしながら、子どもの家族や地域の人にやってほしいことを決めています。

1

子どもがひとりの
人間として大切にされ、
子どもや家族の意見を
聞いてもらえること。

2

どんな子どもでも、
支援を受けることができること。

3

地域の人は、みんなで
の楽しみながら
子どもの成長や子育てを
支えること。

1

みのわまち

箕輪町まちのみんなで“子ども”のみなさんと家族を応援します！

子育て家庭の方、地域のみなさん、ご協力をお願いします！

まち
《町》

- おなかの中にいるときからおとなになるまで、子どもと家族を支える。
- 地域のひとの活動を支える。
- 子どもや子育てについて、地域の人間に広める。

がっこう　ほいくえん
《学校・保育園》など

- 子どもの成長や学びを支える。
- 学校や保育園などを安心できる場所にする。
- 町などつながりながら子どもや家族を支える。

こども

ちいきじゅうみん
《地域住民》(企業なども含む)

- 安心できる地域をつくる。
- 子どもと家族が仲良くなれるよう考える。
- 子どもがおとなになっても地域を好きでいてくれるように、一緒に活動する。
- 子どもといっしょに成長する。

ちち　はは　かぞく
《父・母・家族》

- 子どもにとって何が一番よいことか考えながら子育てをする。
- 家族みんなで子育てをする。
- 子どものことで困ったときや不安なときは周りの人に相談してみる。

2

“子ども”や家族を応援するために、計画をつくります！

これから箕輪町がやる「子どものこと」「子育てのこと」「若者のこと」などをまとめた「子ども計画」をつくります。
計画をつくるために、子どもや子育て中のみなさんの意見を聞いていきます。